



カルミア

# 中山会計事務所 税と経営

編集 発行人  
税 理 士  
行 政 書 士

中山 慎也

〒227-0062  
横浜市青葉区青葉台2-2-5  
松本ビル5F  
TEL 045(984)1551(代)  
FAX 045(984)3389

## ◆ 5月の税務と労務

5月

(単月) MAY

3日・憲法記念日 4日・みどりの日 5日・こどもの日  
6日・振替休日

- 国 税 / 4月分源泉所得税の納付 5月11日
- 国 税 / 3月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 6月1日
- 国 税 / 9月決算法人の中間申告 6月1日
- 国 税 / 6月、9月、12月決算法人の消費税等の  
中間申告(年3回の場合) 6月1日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告  
(年3回の場合) 6月1日
- 国 税 / 確定申告税額の延納届出による延納税額の  
納付 6月1日
- 国 税 / 特別農業所得者の承認申請 5月15日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	.	.	.	.	.	.

地方税 / 自動車税・鉦区税の納付

都道府県の条例で定める日

ワン  
ポイント

**取引かけこみ寺** 代金の未払いや不当なやり直しなど、取引上の悩み相談を受け付ける「下請かけこみ寺」が「取引かけこみ寺」へと名称変更されています。今年1月に「下請法」が「中小受託取引適正化法(取適法)」へ改正されたことに伴うもので、名称は変わりましたが、公正な取引環境を守る役割はこれまでと変わりません。

# 有利不利の選択

## 遺産分割における

## 代償分割と数次相続の落とし穴

相続税申告においては、遺産分割の方法によって、相続税のみならず、その後の譲渡所得税等にも影響するケースがあります。

今回は、代償分割と数次相続について解説します。



### 代償分割と取得費加算の特例

「代償分割」は遺産分割の方法の一つで、例えば、長男が不動産などの分割しにくい財産を相続する代わりに、次男に金銭（代償金）を支払う方法をいいます。

一般的には不動産の相続で活用されますが、株式などの有価証券でも、相続した有価証券を換金して分割するといったように使われるケースがあります。相続人代表である長男が有価証券をすべて相続する代わりに、その代金の半分を次男に支払う

といったようなケースです。手続は楽になるでしょうが、税金面ではどうなるでしょうか？

実は、このようなケースは、有価証券の譲渡にかかる「取得費加算の特例」において、不利な計算になります。

取得費加算の特例とは、相続で取得した財産を相続開始から3年10か月以内に譲渡した場合、支払った相続税の一部を譲渡損益の計算上、経費にすることができるといいます。

仮に相続財産が有価証券1億円、これを兄弟で2分の1ずつ分割し、1億円で売却できた」と仮定して計算します。

- (1) 現物分割・代償分割の比較  
下記の計算例をご参照ください。取得費は概算で計算していますが、現物分割の場合、譲渡所得に係る税額は1772万円ですが、代償分割の場合は1851万円となります。

### (2) 結論

代償分割の方が、取得費に加算できる相続税額が、代償金として支払った分小さくなるため、トータルの譲渡所得税等が高くなってしまう。相続後に相続財産を譲渡する場合には、代償分割を活用しない方が有利となります。

### 数次相続と相続放棄

最初の相続（一次相続）の遺産分割が完了する前に、相続人が亡くなり次の相続（二次相続）が発生することを「数次相続」といいます。また、数次相続に該当しない場合でも、一度相続があつて、落ち着いたと思つたら続けて次の相続が発生するということもあります。

例えば、一次相続で父が亡くなり、その後、後に独身の長男が亡

代償分割の場合 (円)

	財産合計	長男	次男
有価証券	1億	1億	
代償分割		△5,000万	+5,000万
合計	1億	5,000万	5,000万
相続税	770万	385万	385万

現物分割の場合 (円)

	財産合計	長男	次男
有価証券	1億	5,000万	5,000万
合計	1億	5,000万	5,000万
相続税	770万	385万	385万

【譲渡所得税等】 (円)

長男  $(1億 \times 95\% - 385万^{*2}) \times 20.315\% = 1,851万$   
 合計 **1,851万** ∴代償分割の場合の方が多い  
 ※2  $385万 \times 5,000万^{*3} / 5,000万 = 385万$   
 ※3  $1億 - 5,000万 \times 1億 / (5,000万 + 5,000万) = 5,000万$

【譲渡所得税等】 (円)

長男  $(5,000万 \times 95\% - 385万^{*1}) \times 20.315\% = 886万$   
 次男  $(5,000万 \times 95\% - 385万^{*1}) \times 20.315\% = 886万$   
 合計 **886万 + 886万 = 1,772万**  
 ※1  $385万 \times 5,000万 / 5,000万 = 385万$

(注) 取得費は概算取得費と仮定

くなった場合、長男の唯一の相続人である高齢な母が相続することとなりますが、税額面での有利不利の選択を考えると、最適な方法はどのようになるのでしょうか？

父、母、長男（独身）、次男という家族構成で考えてみます（固有の財産及び相次相続控除がないものと仮定）。

(1) 数次相続があった場合

父の相続後に、長男にも相続があり、その後、高齢な母にも近々相続が発生する可能性があるというケースで、母の相続まで踏まえてシミュレーションしたのが下図の①です。

この場合、三次相続における母の相続財産は、一次相続の財産と二次相続の財産の合計で約4億円となります。母は、一次相続で配偶者である父から財産を相続し、さらに長男の財産を相続すると、母の相続でまた相続税がかかることとなります。

(2) 相続放棄を行った場合

前記①では数次相続があった一般的なケースを見ましたが、長男の相続において、母が家庭裁判所に「相続放棄」の申し立てをした場合が下図の②です。

この場合、母は二次相続（長男の相続）で相続放棄をします。次男が相続人となります。ただし、次男は長男の兄弟なので、相続税の二割加算の対象となります。

その後、三次相続（母の相続）があった場合、母は相続放棄したため、母の財産に長男の財産は含まれていません。一次相続で父から相続した財産のみが相続財産となります。

(3) 結論

シミュレーション上では、長男の相続で母が相続放棄の申し立てをした方が、結果として二次、三次の相続税が軽減されています。これは、同じ財産に対して二度相続税がかかることがなかったからです。

ただし、年齢や固有の財産によっても、計算結果は異なります。実際に計算する際には、これらの状況を加味して計算しましょう。また、相続放棄の申し立ては、相続開始から3か月が原則です。早めに対応しないと間に合わないこともありますので、ご注意ください。

(円)

一次相続	財産合計	母	長男	次男
父の相続	6億	3億	1.5億	1.5億
相続税	1.7億	8,680万	4,340万	4,340万
配偶者控除	△8,680万	△8,680万	—	—
納付税額	8,680万	0	4,340万	4,340万

  

①数次相続があった場合		
二次相続	財産合計	母
長男の相続	1億	1億
相続税	1,220万	1,220万

  

②母が相続放棄を行った場合		
財産合計	次男	
1億	1億	
相続税	1,220万	1,220万
二割加算	244万	244万
納付税額	1,464万	1,464万

  

三次相続	財産合計	次男
母の相続	4億	4億
相続税	1.4億	1.4億

  

相続税額
二次・三次相続の合計： 1,220万 + 1.4億 = 約1.5億円

  

相続税額
二次・三次相続の合計： 1,464万 + 9,180万 = 約1億円

## ディズニーランドは高嶺の花?!

ディズニーランドの入場券は、1983年の開園当初は3,900円でしたが、2025年には最大10,900円となっています。日本経済新聞は、大人2人・小学生2人の4人家族の1日入場料が平均賃金の何日分にあたるかを示す「ディズニー入場料指数」を算出（1日当たりの平均賃金は厚生労働省のデータから試算）しています。開業当初、家族4人の入場料は計13,400円で、当時の平均賃金に対する指数は1.41日でした。

2021年から入場券の変動価格制を導入し、2022年にはアトラクションごとの優先搭乗券の有料販売を始めたことにより高単価化が進み、指数は2023年度に過去最高の1.92日に達しました。この平均賃金の約2日分という指数は、企業の賃上げ機運が高まり平均賃金は上昇に転じたものの、入場料等の引上げが上回った結果といえます。

2026年1月に累計入場者が9億人を超え、日本人1人当たり平均7～8回来園している計算ですが、一家で来園する負担が高まりα世代（4～11歳）の足が遠のいています。この年代は、2024年度に360万人と10年間で31%減り、全体に占める割合も16.6%から13.1%に下がりました。一方、インバウンド客が拡大し、2024年度には421万人に達し、4～11歳の構成比を上回っています。また、資金力のある40歳以上の構成比率が2020年度に4～17歳を逆転し33.9%に上昇し、中高年が未成年を上回っています。

優先乗車券や土産品の代金なども含めると、1日の園内支出額は5～6万円にのぼり“高嶺の花”になりつつあります。ディズニーの魔法は特別な体験に対する素晴らしいもので、価格と体験のバランスが重要です。単純な値上げではなく、遊び場に格差が生まれないよう、今後は価格設定の多様化や新たなサービスの提供が、夢の国であり続ける鍵となりそうです。

## 水分のトリセツ

水分補給の基本は、主に食事から自然に摂取し、不足分は飲んで補うという考え方です。これまで、カフェイン入り飲料は利尿作用から水分補給には適さないと考えられてきましたが、最近の研究でカフェインは摂取機会が増えると慣れてくる（耐性がつく）ため、排尿を促しにくくなり、水分補給に役立つ場合もあるとされています。一方、

アルコール飲料は利尿作用に加え、体内で分解される過程で水分を多く奪うので、飲水量にカウントできません。牛乳は血液量を増やすたんぱく質の材料を提供してくれることから、水分量の増加に繋がる飲み物です。ただし、アミノ酸が体温を上げてしまうので、熱中症の状態では禁忌とされています。日常的な水分補給は水やお茶でよく、脱水時はスポーツ飲料や経口補水液を活用しましょう。

## 「3分ドラマ」が活況

1話3分程度のショートドラマが、若者の間で広がっています。恋愛や復讐モノなどわかりやすい内容で、移動時間や昼休みなどスキマ時間に手軽に視聴でき、タイムパフォーマンス（タイパ）を重視するZ世代の支持を集めています。従来のテレビドラマは薄型テレビに合わせた横長の画角ですが、ショートドラマはスマホ視聴に適した縦型画面で配信されます。TikTokやYouTubeに慣れ親しんでいる若者には、受け入れやすくなっています。

ショートドラマの市場は、調査会社のYHリサーチによると、2031年に約11兆円と2024年比で約9倍に拡大する予測もあります。スタートアップのほか、NTTドコモなど大手企業も参入し、新興企業が相次いでいます。ビジネスモデルは、冒頭の複数話を無料にして続きは課金すると視聴できる形式や、月額料金で視聴できるサブスクリプション型です。続きを見たくなる仕掛けが欠かせません。